

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書 (その1)

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------------------	--------------------------	-----	--

政令第9条の7第7項ただし書の規定の 適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ^⑬	当期控除額 ^⑭	翌期繰越額 ^{⑬-⑭} ^⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)					
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑳) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑥+⑦ ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪				⑩ 円	円	
当期において控除する外国税額 (⑪若しくは(⑨+⑩)のうち少ない額又は㉑) ⑫			計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額 ^⑰	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ^⑱	各道府県ごとに 控除する外国税 額 (⑰又は⑱の うち少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑲

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙四十二〕

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑰-⑱
当期において控除する外国税額の計算			円	円	円	円
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ①+② ③					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超え る額は下段に ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑳)は上段に、 ㉑は下段に) ⑧	(イ) (ロ)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		計 ⑪		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉘若しくは㉙又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑫			翌期繰越額計			
当期において控除する外国税額(⑩ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉚及び㉛) ⑬						

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額(⑳)又 は㉑のうち少 ない額) ㉒
			人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			㉓				㉔		
特別区				㉕(⑳(イ)+㉑(イ)-㉓)				㉖(㉑(ロ)+㉒(ロ)-㉔)		
合計				㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
				控除未済繰越額 ㉗-㉙ ㉚						
							控除未済繰越額 ㉚-㉜ ㉛			